

装装制第 9 7 2 号
令和 2 年 1 月 2 4 日

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

防衛装備庁長官
(公 印 省 略)

装備品等の相互融通についての運用について（通知）

標記について、装備品等の相互融通について（防装調第 3 0 0 2 号。5 2 . 7 . 5。以下「通達」という。）第 8 項に基づき、下記のとおり定め、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、装備品等の相互融通について（通達）の運用について（装調第 3 0 8 3 号。5 2 . 7 . 8）は、令和 2 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

記

1 融通の対象とする装備品等の区分（通達第 2 項関係）

融通の対象とする装備品等（以下「融通対象装備品等」という。）の範囲は、第 2 項各号に掲げる区分に属するものであるが、これらの品目のうち、各自衛隊における類別・標準化業務の現状に照らし、又は實際上相互融通の対象とすることが現実的でない場合には、次に掲げるものを融通対象装備品等を含めないことができる。

- (1) 各自衛隊において予測される消費量を超えて保有している使用可能な装備品等を各自衛隊間において、相互融通することを目的としている本制度の趣旨に鑑み、各自衛隊において主要装備品として定数管理されている火器、誘導武器、弾火薬類及び車両並びにレーダー装置、送受信装置、印刷電信装置、航法装置、その他の主要器材

- (2) 秘密、特定秘密及び特別防衛秘密の指定がなされている物品
- (3) 原状で直ちに使用に供することのできない要修理品及び修理不能品
- (4) 調査資料は類別・標準化システムを活用して作成することから、類別・標準化システムにより管理されていない品目
- (5) 参考番号で管理している品目のうち、当該品目の製造者について防衛装備庁長官が製造者記号を付与していないもの及び防衛装備庁長官が付与した製造者記号を直ちに使用し難い事情のあるもの

2 融通の対象となる数量の算定（通達第3項関係）

第3項本文は、部品等で過去に消費実績があり、かつ、消費実績から将来の消費見込量が予測可能な品目について規定したものであり、同項ただし書きは、装備品等の種類、使用目的等に応じて補給品の使用態様に特異性があると認められるため、同項本文を適用して将来の消費見込量を予測して余剰品が発生するか否かを判断することが不可能又は適当でない品目についての規定である。

係る装備品等に該当する品目の種類及び保有基準は、幕僚長の判断によるところであるが、これらに該当する品目としてはおおむね次のようなものである。

- (1) 初度部品等将来の消費見込数量を的確には把握し難いもの
- (2) 一定期間ごとに定期整備を行うこととされているもので、前回の定期整備が完了した日から3年以上経過した時に行うこととされているもの
- (3) 使用頻度は極めて低い但当該部品等がない場合には修理に長期間を要するもの
- (4) 定数管理されている装備品等であって比較的軽易なもの
- (5) その他特に所要量を算定し難いもの